

信頼される町政をめざします

「個人情報保護制度」

情報通信技術が飛躍的に進展する中、大量の情報がコンピュータなどを活用して多方面で利用されており、ときには個人情報の流出といった社会問題が起きています。

町では、戸籍や税金、選挙事務をはじめ、町民皆さん1人ひとりに関する個人情報に基づきさまざまな業務を行っています。今日の情報化社会にあつて、個人情報をより適正に取り扱うためのルールづくりが必要となりました。

「個人情報保護制度」は、町が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、町民皆さんが町に対して情報の開示や訂正、削除を求める権利を保障する制度で、町はその責任においてプライバシー保護を図り、公正で信頼される町政をめざします。

「個人情報」とは…

個人に関する情報で、特定の個人が識別でき、または識別され得るものです。具体的には、氏名、住所、生年月日、学歴、職業、所得、資産、心身の状況など、特定の個人に関するすべての情報をいいます。

「実施機関」とは…

この制度を実施する機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と議会で。

制度の概要

自己情報の開示請求・訂正請求・削除請求

○自己情報の開示請求
本人であれば、町の公文書などに自分自身について

て記録されている個人情報（自己情報）の開示を請求することができます。

この場合、具体的な個人情報特定して請求いただくとともに、運転免許証など本人確認のための書類が必要です。開示請求書が提出されますと、実施機関は原則として14日以内に開示するかどうかを決定し、通知書で結果をお知らせします。

開示（閲覧または写しの交付）を受ける場合も本人確認のための書類が必要です。また、閲覧は無料ですが、写しの交付を求める場合は実費分を負担していただきます。なお、開示することができない情報もあります。

○自己情報の訂正請求
町が保有する自己情報に誤りがある場合、その訂

町における個人情報の適正な取扱い

○収集の制限

●個人情報収集するときには、取り扱う事務の目的をはつきりさせ、必要な範囲内で収集します。適法かつ公正な手段で収集します。

●原則として本人から収集します。

●思想、信条、宗教などに関する個人情報は、原則として収集しません。

○利用・提供の制限

●原則として収集した目的以外に利用したり、提供したりしません。

○適切な管理

●個人情報には、正確性、最新性を確保します。
●漏えいや改ざんなどの事故を防止します。
●必要がなくなった個人情報



報は、確実かつ速やかに廃棄（消去）します。

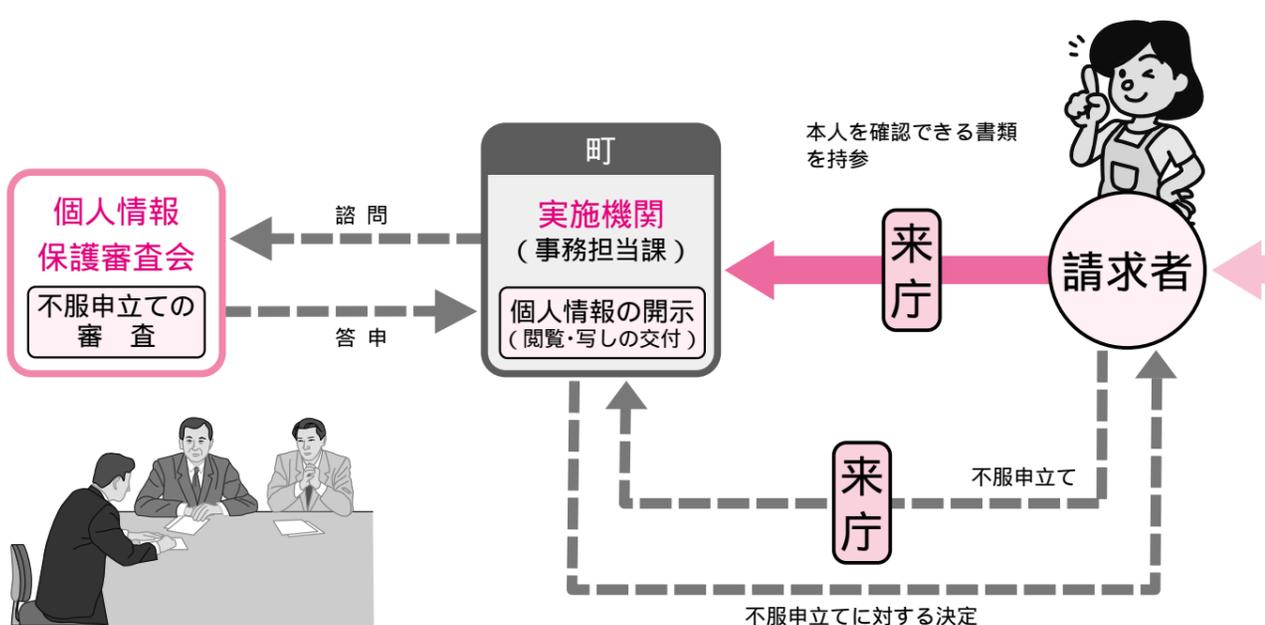
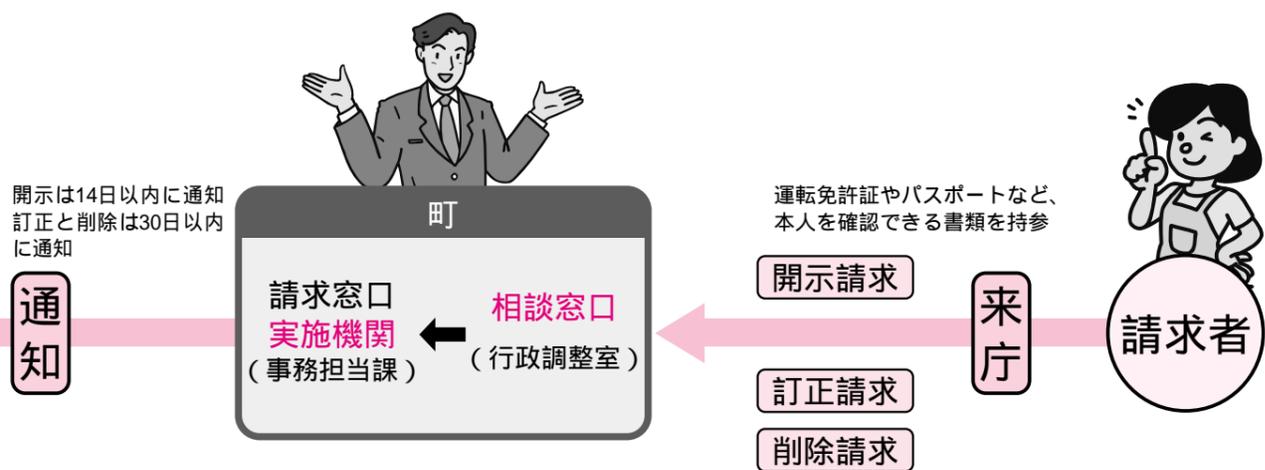
窓 口

この制度は、行政調整室が相談窓口となり、制度の内容や請求手続きなどの相談にお応えし、実施機関である各課が請求窓口となつて、皆さんからの相談や開示請求、訂正請求などを受け付けます。

審 査 会

この制度を適正に運営していくために、第三者機関として「個人情報保護審査会」を設置しています。

開示請求や訂正請求などに対する実施機関の決定について、不服申立てがあつた場合、実施機関はこの審査会に諮問して公平な立場から審査がされ、その答申を尊重して再度決定を行います。また、審査会は実施機関の個人情報の取り扱いを審査し、制度の推進に関して実施機関に意見を述べることができるようになっていきます。



お問い合わせ 行政調整室(行政調整係) ☎ 52-2101